

第84号議案

平成26年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）土地売却

区 分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
分 譲 収 益	1,573,171 千円		△279,298 千円		1,293,873 千円	
城 の 岡 地 区	即金分譲	577㎡	即金分譲	△577㎡	即金分譲	
千 代 田 上 中 森 地 区	即金分譲	5,959㎡	即金分譲	△2,973㎡	即金分譲	2,986㎡
長 野 原 地 区	即金分譲	13,019㎡	即金分譲	△6,125㎡	即金分譲	6,894㎡

（2）ニュータウン売却

区 分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
土 地 売 却 収 益	3,111,416 千円		△1,564,789 千円		1,546,627 千円	
海老瀬第一地区	即金分譲	21,159㎡	即金分譲	△3,610㎡	即金分譲	17,549㎡
産 業 地 区	即金分譲	138,335㎡	即金分譲	△75,847㎡	即金分譲	62,488㎡

（4）賃貸ビル

区 分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
賃 貸 収 益	161,753 千円		△3,611 千円		158,142 千円	
賃 貸 面 積	4,653㎡		△56㎡		4,597㎡	

(6) 土地造成

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
土 地 造 成 費	2,857,886 千円	△1,189,728 千円	1,668,158 千円

(7) ニュータウン建設

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
ニ ュ ー タ ウ ン 建 設 費	548,196 千円	△196,440 千円	351,756 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	20,938,309千円	△205,615千円	20,732,694千円
第1項 営業収益	1,594,665千円	△279,958千円	1,314,707千円
第3項 特別利益	19,335,624千円	74,343千円	19,409,967千円
第2款 ニュータウン事業収益	3,195,844千円	△1,619,887千円	1,575,957千円
第1項 営業収益	3,188,084千円	△1,620,706千円	1,567,378千円
第3項 特別利益	7,174千円	819千円	7,993千円
第4款 賃貸ビル事業収益	193,719千円	△3,611千円	190,108千円
第1項 営業収益	182,353千円	△3,611千円	178,742千円
第5款 ゴルフ場事業収益	788,085千円	△1,498千円	786,587千円
第3項 特別利益	10,452千円	△1,498千円	8,954千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	7,513,042千円	△319,752千円	7,193,290千円
第1項 営業費用	1,605,434千円	△205,501千円	1,399,933千円
第3項 特別損失	5,855,388千円	△114,251千円	5,741,137千円
第2款 ニュータウン事業費用	20,168,009千円	△1,632,616千円	18,535,393千円
第1項 営業費用	3,003,619千円	△1,419,521千円	1,584,098千円
第2項 特別損失	17,164,390千円	△213,095千円	16,951,295千円

第4款 賃貸ビル事業費用	188,232千円	△3,167千円	185,065千円
第1項 営業費用	188,232千円	△3,167千円	185,065千円
第5款 ゴルフ場事業費用	538,741千円	19,359千円	558,100千円
第1項 営業費用	531,932千円	19,359千円	551,291千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,481,976千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,306,508千円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,339,750千円」を「当年度分損益勘定留保資金2,164,282千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業 資本的収入	1,651,448千円	△1,067,000千円	584,448千円
第1項 企業債	1,398,000千円	△1,067,000千円	331,000千円
第2款 ニュータウン事業 資本的収入	518,569千円	△197,551千円	321,018千円
第1項 企業債	491,000千円	△196,000千円	295,000千円
第3項 貸付金償還金	18,908千円	△1,551千円	17,357千円
	支	出	
第1款 土地造成事業 資本的支出	3,225,352千円	△1,239,728千円	1,985,624千円
第1項 土地造成費	2,857,886千円	△1,189,728千円	1,668,158千円
第2項 開発調査費	80,000千円	△50,000千円	30,000千円
第2款 ニュータウン事業 資本的支出	792,732千円	△197,991千円	594,741千円
第1項 ニュータウン建設費	548,196千円	△196,440千円	351,756千円
第4項 出資金及び貸付金	18,908千円	△1,551千円	17,357千円
第5款 ゴルフ場事業 資本的支出	718,805千円	△2,300千円	716,505千円
第2項 業務設備整備費	2,783千円	△2,300千円	483千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
土地造成事業	1,398,000	331,000
ニュータウン建設事業	491,000	295,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	384,156千円	23,499千円	407,655千円

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 予算第10条に定めた重要な資産の処分を次のとおり補正する。

変 更

種類	名称	既決数量	補正数量	計	処分の態様
2処分する 資産	土地 板倉ニュータウン (海老瀬第一地区)	21,159㎡	△3,610㎡	17,549㎡	売払い
	土地 板倉ニュータウン (産業地区)	138,335㎡	△75,847㎡	62,488㎡	同

平成27年2月16日提出

群馬県知事 大澤 正 明